



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国定教科書の沖縄像：歴史，地理を中心に
Author(s)	近藤，健一郎
Citation	北海道大學教育學部紀要，68，161-175
Issue Date	1995-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29482
Type	departmental bulletin paper
File Information	68_P161-175.pdf



国定教科書の沖縄像

——歴史、地理を中心に——

近 藤 健一郎

A Study on the Image of Okinawa
in State Textbooks in Prewar Japan

Kenichirou KONDOU

はじめに

仲宗根政善は、新崎盛暉との対談で、福岡高等学校在学中に言語学の研究を志したことを回想した際、次のように述べている¹⁾。

仲宗根 (高等学校在学中に——筆者) 琉球の歴史にも関心を持つようになりました。中学のとき、沖縄歴史を教えてくださいと何回も要望したんですが、ぜんぜん教えてくれなかったもんですからね。

——それは生徒が要望したんですか。

仲宗根 ええ、われわれが要望しました。それで、学校の方は、「沖縄の歴史は革命の歴史だ」と言うんですよ。日本国民として役に立たない、そういうことをはっきり言っていました。

——何をとらえて革命の歴史といったんですか。

仲宗根 王朝が変わるでしょう。第一尚氏、第二尚氏というふうに。易姓革命の歴史というんです。

仲宗根は、沖縄県立第一中学校在学中(1920～1925年)に「島津の琉球征伐」という記述に憤慨し、沖縄歴史を知りたいと願ったがその希望は叶わなかった。そして、進学した福岡高等学校の日本歴史の講義の一部としてようやく沖縄歴史を聞くことができた。中学校でさえ沖縄歴史を教えられなかったのである。それでは義務教育である尋常小学校においては沖縄歴史、さらに沖縄に関する事項について教えられることはなかったのであろうか、あるいはどのような事項をどのように教えられたのであろうか。

戦前の授業においては、教科用図書(以下、教科書と記述する)が大きな比重を占めており、教科書に描かれる内容が児童、ひいては国民の常識を形成したとすらいわれる²⁾。とするならば、沖縄の児童がどのような沖縄に関する事項を教えられたかを明らかにするにあたって、教科書に注目することは一つの有効な方法であろう。そこで国定教科書を対象に、どのような沖縄関係記述があり、またその性格はどのようなものかを検討することを本論文の課題とする。この課題を解明することは同時に、全国の児童が沖縄という未知の世界についてどのような知識、イメージ

を持ちえたかを明らかにすることにもなるであろう。なお対象を国定教科書とする理由は、一つにはこの課題に取り組む直接の契機が小学校において国定教科書を使用していた1920年代の大和化の展開と教育内容の関連にあるためであり³⁾、二つには国定教科書がそれとして一つのまとまった群をなしているためである。

ところで国定教科書制度は従来の教科書検定制度を改めたものであり、国定教科書は全国的に1904年度から使用されている。1903年4月13日勅令第74号「小学校令中改正」第24条及び附則により、1904年度から修身、国語、日本歴史、地理で国定教科書を使用することを定めたのである。ただし、採定済みの検定教科書は使用開始後4年間を過ぎるまでは効力を持ち続けることとした。その後、文部省は1905年度から算術、図画、1911年度から理科、1919年度から家事について、国定教科書を使用するように定めた⁴⁾。以後、各教科目とも数度の修正を経て、敗戦直後に至るまで国定教科書が、全国の小学校で使用され続けた。

なお、沖縄において国定教科書を使用し始めたのは1905年度からとされてきた⁵⁾。しかしながら、1903年12月3日沖縄県令第41号が、1904年度より国語科読本、修身、地理で国定教科書を使用することを定めており⁶⁾、この通説は修正しなければならない。ただし同年度には、読本はひきつづき文部省編集による『沖縄県用尋常小学読本』を国定に準じるものとして使用していたので⁷⁾、実際には修身、地理のみ国定教科書を使用していた⁸⁾。さらに1905年度には、読本も国定教科書に変更となり⁹⁾、また算術、日本歴史、図画でも国定教科書を使用し始めた¹⁰⁾。

ここで、本論文の課題に関連する研究に言及しておく。

国定教科書の沖縄記述を検討したものは管見の限り存在しない¹¹⁾。

検定期の教科書¹²⁾における沖縄歴史の取り扱いについては、二つの重要な指摘がある。一つは安良城盛昭によるものである¹³⁾。安良城は「忠君愛国の歴史の入口として期待される郷土史という観点からすれば、琉球史ほどその課題にこたえにくい郷土史は存在しなかった」と述べており、第二次小学校令(1890年10月7日勅令第215号)期において、文部省が「郷土史教育」を活用することに注目したときですら、沖縄ではそれが行なわれなかったことを指摘している。もう一つは儀間園子によるものである¹⁴⁾。儀間は「当時沖縄の歴史は全面的に隠されていたかというところでもない。(中略)沖縄の歴史の中でも政府に都合のよい部分や日琉同祖論に有利な伝説などは積極的にとりいれられた」と述べ、安良城の指摘を発展させて、為朝伝説¹⁵⁾を教えるなど、「郷土史」を一面的に排除していたわけではなかったことを指摘している。本論文では、これらの成果をふまえて、何が書かれて、何が書かれなかったのかに注目して考察を進めたい¹⁶⁾。

本論文は、教科目を分析軸として、その教科目のなかでどのような沖縄関係記述があり、どのように変化しているかを検討する。検討する教科目は、沖縄に関係する記述のある日本歴史、地理、修身、国語とする¹⁷⁾。筆者が関係する記述とした範囲は、沖縄を主題あるいは舞台としたものばかりでなく、沖縄ないし琉球という言葉¹⁸⁾が記述してあるもの、そして記述はなくても明らかにそれが沖縄を指しているとわかるものまでを含んでいる。また文部省が沖縄県用の教科書を発行していたことのある理科についても言及する。検討する学年は義務教育期間である尋常小学校とするが、1908年度にそれが4年から6年に延長されたので、前後の整合性を保つため、それ以前についてのみ高等小学校1、2年も加える。なお国定教科書は、海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』講談社、1961～1966年、全26巻に収録されているものを参照した¹⁹⁾。これに収録された教科書を引用する場合、一々注釈を施さない。

—注—

- 1) 「戦前の教育と沖縄戦体験 仲宗根政善氏に聞く」, 新崎盛暉編『沖縄現代史への証言』下, 沖縄タイムス社, 1982年, 159~160頁。
- 2) 中村紀久二『教科書物語——国家と教科書と民衆——』はるぶ出版, 1984年。
中村は, 牛痘種痘法を発明したジェンナーについて, 最初の牛痘実験を自分の子どもに対して行なったという一般に信じられている誤解の大半の原因は, 国定修身教科書にあるとしている。
- 3) 沖縄からの出移民・出稼ぎ者が急増した1920年代, 外務省が沖縄からのブラジル移民禁止を解除した際に条件を付けたことに対応して, 沖縄の小学校教員が組織する沖縄県初等教育研究会がよりいっそうの大和化をめざす方策として教育内容に注意を払い, 沖縄歴史, 沖縄地理などの研究をしていたことが, 本論文に取り組む直接の契機となっている。筆者はこの点について, 「沖縄における移民・出稼ぎ者教育——沖縄県初等教育研究会『島の教育』(1928年)を中心に——」(日本教育学会『教育学研究』第62巻第2号, 1995年6月)において検討した。
- 4) 法的根拠はそれぞれ以下のとおり。算術・図画については, 1903年4月29日文部省令第22号「小学校令施行規則中改正」附則。理科については, 1910年7月21日文部省令第21号「小学校令施行規則中改正」第53条及び附則。家事については, 1919年3月29日文部省令第6号「小学校令施行規則中改正」第53条及び附則。ただし, 国語書キ方, 算術, 図画, 理科, 家事については, 校長の判断により児童用教科書を使用しないこともできた。
- 5) 阿波根直誠「初等教育」, 琉球政府『沖縄県史』第4巻, 1966年, 384~386頁。
- 6) 『加除自在 現行沖縄県令規全集』第十類教育所収, 93頁。全文は以下のとおり(読点は筆者による)。
本県小学校教科用図書中, 尋常小学校ノ国語科読本, 修身科及高等小学ノ地理科用図書ハ, 本年勅令第七十四号附則第三項但書ニ依リ全部採定ノ効力ヲ失フニ付, 明治三十七年三月三十一日限り之ヲ廃止シ, 同年四月一日ヨリ各学年ヲ通シテ同時ニ国定教科書ニ更ム
- 7) 渡部董之介「北海道用及沖縄県用尋常小学読本編纂事情」, 帝国教育会『帝国教育』第407号, 1916年6月, 15頁。
- 8) 1904年度に, 国定教科書である『尋常小学修身書』第一学年, 教師用を用いた教授案が存在する。翁長盛周「尋常科第一学年修身科教授案」, 沖縄県私立教育会『琉球教育』第95号, 1904年5月, 『琉球教育』復刻版, 第10巻, 本邦書籍, 1980年, 187~192頁。
- 9) 1904年12月3日沖縄県令第38号(『琉球教育』第102号, 1904年12月, 前掲『琉球教育』復刻版, 第10巻B, 199頁)。この変更にあたっては, 沖縄県知事奈良原繁が他府県同様に国定教科書を使用したい旨上申し, それを文部省が受け入れたという経緯がある。前掲「北海道用及沖縄県用尋常小学読本編纂事情」16頁。
- 10) 『沖縄県公報』第18号, 1905年3月17日(『琉球教育』第106号, 1905年4月, 前掲『琉球教育』復刻版, 第11巻, 81頁)。
- 11) 西平秀毅・宜野座嗣剛『教科書と沖縄教育——皇民化教育の実体と道程を探る——』(沖縄時事出版, 1982年)は, 沖縄の「皇民化教育」の展開を国定教科書を含めた学制以後のあらゆる教科書を通して明らかにすることを意図しているが, 唐沢富太郎『教科書の歴史——教科書と日本人の形成——』(創文社, 1962年)や『沖縄県史 第4巻 教育』(琉球政府, 1966年)ほか多くの著作からの引用をつなぎあわせたものであり, また沖縄関係記述への注目はない。
- 12) 政府は, 1886年4月10日勅令第14号「小学校令」第13条「小学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」によって, 教科書検定制度を定めた。

- 13) 安良城盛昭『『沖縄県史』刊行の意義と残された課題』、『新・沖縄史論』沖縄タイムス社, 1980年, 336頁。初出は、『沖縄史料編集所紀要』第3号, 1978年。
- 14) 儀間園子「明治中期の沖縄歴史観についての一考察(下)——『琉球教育』を中心に——」、『地域と文化』第24号, ひるぎ社, 1984年, 6頁。
- 15) 伊豆大島に流された源為朝が, そこを脱出した後, 沖縄島今帰仁に上陸し, 一子尊敦をもうけ, 尊敦が沖縄最初の王舜天になったという伝説。
- 16) 本論文執筆にあたるとくに参考とした論文として, 駒込武「台湾イメージと帝国統合の論理」, 奈須恵子「朝鮮・南洋をみるまなざし」(ともに、『研究報告 No41 国定教科書における海外認識の研究』中央教育研究所, 1992年), 竹ヶ原幸朗「虚構としてのくあいぬの風俗」——国定国語教科書のアイヌ認識——(日本教育学会『教育学研究』第61巻第3号, 1994年)がある。これらはいずれも, 国定教科書の記述がときの政府の台湾, 朝鮮, 「南洋」, アイヌに対する政治的意図を濃厚に反映していること, そしてそれが日本人のイメージを形成していく要因となったことを論じており, 示唆を受けた。
- 17) 日本歴史と地理は, 1907年度までは高等小学校の教科目であり(1900年8月20日勅令第344号「小学校令」第20条), 1908年度以降は尋常小学校第5, 6学年及び高等小学校の教科目となった(1907年3月21日勅令第52号「小学校令中改正」第19条, 第20条, 及び1907年3月25日文部省令第6号「小学校令施行規則中改正」第四号表, 第五号表)。修身と国語は尋常小学校第1学年から課されていた。
- 18) 歴史的には, 独立国であった琉球王国の時代が「琉球」であり, また琉球処分により完全に日本の一地域となった時代が「沖縄」である。地理的には, 奄美大島から与那国島にいたる琉球王国の版図が「琉球」であり, 広義には現在の沖縄県域, 狭義には宮古・八重山を除いた沖縄島周辺の地域が「沖縄」である。しかし使い分けは困難で, 両者は混同されることが多い。高良倉吉「琉球・沖縄の歴史と日本社会」, 朝尾直弘ほか編『日本の社会史』第1巻, 岩波書店, 1987年, 356~357頁参照。また, この二つの言葉に付与された意識の変化については, 鹿野政直『戦後沖縄の思想像』朝日新聞社, 1987年, 3~16頁参照。
- 19) 中村紀久二「国定教科書の歴史」(『複製 国定教科書(国民学校期)解説』ほるぷ出版, 1982年, 50~54頁)によれば, 『日本教科書大系』に収録されていない国定地理教科書が存在する。1925年度使用開始の『尋常小学地理書』で, これが第4期にあたる。したがって, 『日本教科書大系』に収録された第4, 5, 6期は, それぞれ第5, 6, 7期となる。本論文の記述では, 中村の指摘により修正した期を記述している。なお筆者は, この第4期教科書を東書文庫(東京都北区)で閲覧した。

国定教科書の沖縄記述

(1)日本歴史¹⁾

国定歴史教科書の沖縄記述一覧を<表1>に示した。第3期教科書(1921年度使用開始)において人物中心の記述に変更されたこともあって²⁾, 第3期から第5期教科書(1940年度使用開始)まで沖縄関係記述はなくなっていることがわかる。

沖縄歴史には15世紀以降, 「琉球王国」³⁾という独立国家を築いていたという特徴があり, またそれ以前の歴史も古琉球時代のように日本歴史とは異なる時期区分が一般になされている。沖縄歴史の転換期として, 1609年の島津氏による琉球侵略と1879年の琉球処分があげられる。前者は薩摩藩が「琉球王国」を支配下に入れた事件であり, 以後, 「琉球王国」は独立国の体裁は保ちつつも薩摩藩を介して幕藩体制下に置かれた。後者は日本政府が「琉球王国」を廃して, まず琉球藩とし(1872年), そして沖縄県として明確に日本国の一地域とした事件である。つまり, どちら

も単に沖縄歴史上の重要事件であるばかりでなく、日本国家の成立を理解するための重要事件であるといわなければならない。

〈表1〉 国定歴史教科書の沖縄記述一覧

期	使用開始年度	書名	巻	課	教材名	学年	備考
1	1904	『小学日本歴史』	2	15	台湾征伐と西南の役	高2	●
2	1911	『尋常小学日本歴史』	2	5	豊臣秀吉	尋6	
				13	台湾征伐と西南の役		●
2改	1912	『尋常小学日本歴史』	2	5	豊臣秀吉	尋6	
				13	台湾征伐と西南の役		●
6	1943	『初等科国史』	上	7	八重の潮路	尋5	
			下	11	うつりゆく世	尋6	

(注) 備考欄の○印は、教材の全部あるいは一段落以上が沖縄に関連した記述であるものを示す。また●印は、教材中に沖縄ないし琉球という単語は出てこないが、文脈からそれを補うことが明白であるものを示す。なお期の2改は、第2期国定歴史教科書改訂版を意味している。

国定歴史教科書では、どちらの事件についても直接の記述はない。もっとも現在の小学校社会科教科書(歴史分野)においても、これらについての記述はないのであり⁴⁾、学齢児童の認識の発達を考慮すれば、直接の記述がないことはあながち不当ではないかもしれない。しかし、島津氏による琉球侵略については[豊臣秀吉](2期及び2期改訂、本論文では教材名を[]で示す)に、また琉球処分については[台湾征伐と西南の役](1期、2期及び2期改訂)に関係する部分があり、その記述がどのような沖縄像を描きだしているかを検討しておくことは重要である。

[豊臣秀吉]には、「秀吉は大いに国威を海外に発揚せんと欲し、国内漸く平定するに及び、先づ明と好を修めんとし、朝鮮をして旨を彼に通ぜしめ、更に琉球をして之を明に告げしめ」との記述がある。これは朝鮮と琉球に「をして」という使役を示す言葉を用いており、織豊政権が「琉球王国」をすでに支配下に入れていた、少なくとも命令-服従関係をもっていたとするものであり、島津氏による琉球侵略が沖縄を幕藩体制下に置く契機であったことを曖昧にした。歴史的には、秀吉が島津征伐(1587年)以後に琉球支配の意図を明確に示していくなかで、「琉球王国」がはじめて使節を派遣したにとどまり(1589年)、織豊政権が「琉球王国」を支配していたとはいえないのである⁵⁾。なお「琉球をして」とはこの使節派遣に伴うものであり、教師用書の備考には「秀吉は琉球の使者の来るに際し、琉球をして旨を明に通ぜしめたれども、返報無かりしかば」との記述があった⁶⁾。

また「台湾征伐と西南の役」には、「わが民」(第1期)・「我が民」(第2期)・「我が国民」(第2期改訂)が台湾に漂流し、「蕃人」(台湾住民)に殺されたことを「台湾征伐」の原因として記述している。どこの人々が漂流したかの記述はなく、わずかに教師用書の備考として、「我が琉球の民六十六人」であり、さらに「我が小田島の民四名」であることを記述しているにとどまる⁷⁾。宮古島民が漂流した1871年は、琉球処分はおろか、日本政府が「琉球王国」の版図を琉球藩とし、琉球国王尚泰を琉球藩王とし華族に列する(1872年)⁸⁾以前であったにもかかわらず、「我が琉球の民」と表現することによって、「琉球王国」の存在については不問に付している。そして、このことは琉球処分が沖縄をはじめて明確に日本の一地域として確定した事件であることを曖昧にするものであった。

このようにどちらの記述にも、「琉球王国」の存在についてはまったく触れるところがないのである。それも意識的に触れていないといっていよい。このことは、「万世一系」の天皇による統治との関連で、「琉球王国」という別な国家及びその国王が存在したという歴史を否定したことを意味している。さらに国定教科書編纂当時の状況、沖縄が一つの県であったということと関係しているであろう。植民地とりわけ朝鮮については、支配を正当化するように歴史教材を配列したけれども⁹⁾、沖縄についてはそのような必要性に迫られなかったのである。

ただし、このことは沖縄が太古から日本の領土となっていたという記述であることを意味しない。第二期教科書の「源頼朝」(巻1第18)に、「奥州より九州のはてに至るまで、ことごとく頼朝の威風になびくこととなれり」とあり、第二期教科書改訂版の「源頼朝」(巻1第18)にも同じ内容の記述がある。これは、鎌倉幕府の版図に沖縄を含んでいないことを示している。

つまり国定歴史教科書では、沖縄が独自の地域であることを述べつつも、「琉球王国」として別な国家を築いていたことについては否定するという構造になっているのである。

さて第6期教科書は、十五年戦争末期の歴史的状況のなかで「皇国の歴史的使命の自覚に導く」¹⁰⁾ように書き替えられたものである。当然のことながら沖縄に関係する記述も、この「自覚」の養成と関連している。このことを具体的に確認しておく。記述の一つは、15世紀の「南洋」への「海外発展」に関連して、「南方へ出向いた九州や沖縄の商人」というものである。この教材「八重の潮路 八幡船と南蛮船」は、「八幡船にちなんで邦人の海外雄飛を語り、南蛮船に寄せて欧人の東侵を表し、両者を結んで東亜の趨勢を考へさせようとした」¹¹⁾ものであった。そのなかで沖縄に関係する記述は、「南方進出の中核となつたものは、琉球島民の活躍であるが、もとよりこれは、皇国民たるかれらが国運の進展に寄与した功績として、顕彰した」¹²⁾という意味をもって、まさに「大東亜共栄圏」の建設、そして「南進」という当時の視点から、沖縄歴史に注目しているのである。またここでも「琉球王国」の存在は否定されていることにかわりはなかった。記述のもう一つは、幕末のペリー来航に関連して、「ペリーは(中略)小笠原諸島や琉球列島の占領をもくろみながらも」というものである。「来航が米国の東亜侵出の一斑たるゆゑんを糺明すること」¹³⁾を目的とした教材であり、アメリカの「侵出」を防ぐという現実と重なりあわせて、沖縄に注目したのだった。

(2) 地 理

国定地理教科書の沖縄記述一覧を<表2>に示した。各期ともに二ヶ所の沖縄記述がある。一つは、日本地理の概説、総説での言及である。もう一つは、沖縄の地誌での言及である。なお、地誌は各地方にわたって満遍なく言及がある。

〈表2〉 国定地理教科書の沖縄記述一覧

期	使用開始 年度	書名	巻	課	教材名	学年	備考
1	1904	『小学地理』	1	1	総論	高1	
			2	8	九州地方	高2	○
2	1910	『尋常小学地理』	1	1	大日本帝国	尋5	
	1911		2	3	九州地方 一	尋6	
				4	九州地方 二		○
3	1918	『尋常小学地理書』	1	1	大日本帝国	尋5	
	1919		2	1	九州地方	尋6	○
4	1925	『尋常小学地理書』	1	1	日本	尋5	
				8	九州地方		○
5	1929	『尋常小学地理書』	1	1	日本	尋5	
				8	九州地方		○
	1930		2	7	日本の総説	尋6	
6	1938	『尋常小学地理書』	1	1	大日本帝国	尋5	
				8	九州地方		○
	1939		2	7	日本の総説	尋6	
7	1943	『初等科地理』	上	1	日本の地図	尋5	
				4	東京から神戸まで		
				6	九州とその島々		○

(注) 備考欄の印については、〈表1〉と同じ。

日本地理の概説では、沖縄に関係する記述の内容にはほぼ変化がない。どの期も九州と台湾の間にあり、名称が琉球列島ないし琉球の島島であること、そして本州などの大なるものに対して

小なるものないし小さい島島であることが共通している。

一方、地誌での取り上げ方には国定地理教科書編纂の全般的な傾向に伴う二つの変化がある。一つは配当学年である。第3期教科書までの尋常小学校6年（義務教育年限が4年間のときは高等小学校2年）から、第4期教科書以降では尋常小学校5年に繰り下げられた。これは尋常小学校6年に配当していた世界地理の分量が増したことによっている。もう一つは題名である。第1期及び第2期教科書では沖縄県として取り上げていたが、第3期教科書では琉球列島（沖縄県）、第4期から第6期教科書では薩南諸島・琉球列島、第7期教科書では琉球その他の島々として取り上げるように変化した。これは地誌を解説するまとまりを府県ごとから、地方ごとに変更したことによる。第3期教科書以降、九州地方の区分・地勢・産業・交通・都邑をとりあげたのちに、付け加えられることになったのである。

そして記述内容では、第1期から第7期教科書まで一貫して共通している記述と変化している記述とがある。共通している記述として、那覇と首里という都市名、さとうきび（甘蔗）ないし砂糖及びさつまいも（甘藷）の製造が盛んであること、特に豚を多く飼養していること、気候が甚だ暖かいことあるいは熱帯に近いことがある。第3期教科書の「九州地方」に含まれている「六 琉球列島（沖縄県）」の全文は以下のとおりであり、典型的である。

琉球列島は薩南諸島と台湾島との間に連れる五十余の島嶼より成る。気候甚だ暖にして、雨多く、地味甘蔗の栽培に適するを以て、粗糖の製出多し。又甘藷及び豚の産出も少なからず。

此の列島の中、沖縄島は最も大にして、こゝに那覇・首里の二都会あり。那覇は列島唯一の港市なり。

変化している記述とは、第1期教科書では沖縄の言語風俗に関する「特異性」をことさらに強調したのに対して、第2期から第3期教科書にかけてそれに関する部分を削除したというものである。この点は、国定地理教科書の沖縄記述の特徴である。第1期教科書の「九州地方」には、次のような記述がある。

住民の言語、風俗などは、他の府県の住民と、すこぶる、おもむきを異にするものあり。これは、その地が、遠く、西南海中に、はなれて、古来、他府県の地方と交通少かりしがゆゑなり。されど、近年は、交通の便、大いに、開けたれば、遠からずして、他と同様となるに至るべし。

ここでは、現在の沖縄の言語風俗は他の府県とは異なるとしたうえで、交通の発展を根拠として「同様」となるであろうという予測を述べつつ、「同様」にしなければならないという政治的決意を述べたのであった。

第2期教科書はこの記述を削除している。かわって頭に籠をのせた女性が市場を歩く図を挿画として掲載していた。当時、女性が働き、男性は遊んでいるということを沖縄の習慣のように書いている雑誌も多かった。『琉球新報』は『探検世界』1911年1月号に掲載された久米紫潮の一文を転載している。それによれば、久米は「男が遊んで居て女が働くと云ふ習慣」、「よく働ひて居るのは女だ。それか然かも悉く素足である。毎日頭の上に重い荷物を乗せて商売を仕て切々と亭

主殿を養て居るのだ」と述べていた¹⁴⁾。この挿画は、こうした女労男逸という偏見を背景に持っていたのである。そして、この挿画も第3期教科書では削除されていた。

こうした変化は、沖縄における一定程度の大和化の進展を反映していたことに加えて、第3期教科書の「大日本帝国」で民族に関する記述をしたことと関連があるだろう。「大日本帝国」では、国民の大多数は大和民族であり、その他に朝鮮に朝鮮人、台湾に「土人」と支那より移り住める支那民族、北海道にアイヌ、樺太にはアイヌその他の「土人」が住んでいると記し、朝鮮、台湾に住む人々やアイヌが異民族であることを述べていた。それに対して、沖縄は九州地方に含まれる「内地」であり、さらにこの分類でいえば大和民族である以上、沖縄の言語風俗に関する「特異性」を記述することができなくなったのではないだろうか。そして第5期教科書の「九州地方」では、「粗糖の製造が盛であつて、その産額は内地第一である」と、沖縄を明確に「内地」として記述したのであった。

(3) 修身

国定修身教科書の沖縄記述一覧を<表3>に示した。このうち、第1期教科書の「産業をおこせ」は、徳川吉宗が産業を奨励した例をあげ、甘蔗の栽培法、砂糖の製造法をたづね、琉球から甘蔗の苗をとりよせたという文脈で登場するのみである。

<表3> 国定修身教科書の沖縄記述一覧

期	使用開始年度	書名	巻	課	教材名	学年	備考
1	1904	『高等小学修身書』	2	23	産業をおこせ	高2	
4	1937	『尋常小学修身書』	4	20	博愛	尋4	○
5	1942	『初等科修身』	2	5	宮古島の人々	尋4	○

(注) 備考欄の印は、<表1>に同じ。

第4期教科書の「博愛」と第5期教科書の「宮古島の人々」は同じ例話によっている。概要は、1873年にドイツの商船ロベルトソン号が宮古島沖へ漂流し、暗礁に乗り上げた際、宮古島民が船員たちを救出し親切に世話してドイツに送り帰した、そして船員たちはドイツで親切な人々のことを話し、ドイツ皇帝は宮古島にその記念碑を建てたというものである。この例話は「サキニ本省（文部省——筆者）ニ於テ修身教材ノ懸賞募集ヲナセル際、当選セルモノニ、修正ヲ施シタルモノ」¹⁵⁾であった。文部省がこの教材を採用したのは、1936年に日独防共協定を締結するなどドイツとの関係が深くなりつつあったことを反映していた¹⁶⁾。事実、第5期教科書教師用は、「本課取扱に際しては、日本国、独逸国及伊太利国間に三国条約なるものが結ばれてをり、正しい世界をつくりあげるため、手を取り合つてゐることについて、簡単に言及するがよい」¹⁷⁾と述べていた。教育勅語の「博愛衆ニ及ホシ」、さらに「人の難儀を救ふことは、大国民たる日本国民の務であること」を教えることを目的としてこの例話に注目したのである¹⁸⁾。そして文部省は沖縄に対して、この宮古島民の「美談」を通して、さらなる大和化を求めたといえるだろう。

(4)国 語

国定国語教科書の沖縄記述一覧を<表4>に示した。このうち「動物の体色(二)」「(1期)・「動物の体色」(2期)・「動物ノ色ト形」(3期)及び「星の話」(4期及び5期)は、どちらも理科的教材で、前者は「沖縄などに産するこのはちょー」のように、また後者は星の見える「高さは、見る場所によつて幾分違ひます。(中略)南の沖縄や台湾でしたら」のように出てくるにとどまる。その他は、ほとんど地理的な教材である。

<表4> 国定国語教科書の沖縄記述一覧

期	使用開始年度	書 名	巻	課	教 材 名	学年	備 考
1	1904	『尋常小学読本』	7	21	琉球	尋4	○
			8	14	わが帝国		
		『高等小学読本』	3	17	動物の体色(二)	高2	
			4	16	生蕃		●
2	1910	『尋常小学読本』	9	16	動物の体色	尋5	
			10	10	甘藷		
				23	家畜		
			12	13	国産の歌	尋6	
3	1922	『尋常小学国語読本』	9	5	動物ノ色ト形	尋5	
4	1937	『小学国語読本』	9	18	星の話	尋5	
5	1942	『初等科国語』	5	14	星の話	尋5	

(注) 備考欄の印は、<表1>に同じ。

国語読本では、一貫して歴史、地理、理科に関する教材が多いのであるが、なかでも義務教育年限が4年間であった第1期教科書では、尋常小学校でそれらの教科目が課されていなかったため、とりわけこうした内容のものが多くなっている。『尋常小学読本』の編纂では、「地理ニ関スル材料ハ地理ノ基本觀念ヲ養フヘキモノ及我国ノ主要ナル都会、開港場、名勝、産物、其他全国地理一般、外国地理一般ニ渉レルモノヲ選択」¹⁹⁾しており、沖縄に関係する「琉球」と「わが帝国」はそうした地理的な教材であった。前者は沖縄地誌の記述であり、甚だ暖かい、さつまいも

など、さきに指摘した国定地理教科書全期に一貫していた共通点と重なっている。後者は日本地理の俯瞰図を提示しており、やはり国定地理教科書と同様に九州と台湾との間にあることを記述していた。

同じ第1期の『高等小学読本』では、教材化するものの一つとして「我国ノ人民ニシテ特異ナル風俗習慣ヲ有スルモノ」²⁰⁾をあげており、[アイヌ](巻2第18課)や[生蕃]がそれである。[生蕃]では、台湾住民について「掘立小屋」に住む、「人ノ首ヲ切」るなどの「野蛮」な点を強調していた²¹⁾。また歴史教科書と同様に、「ワガ民ノ漂流セルモノヲ害セシコトアリ」という記述があった。

沖縄は『尋常小学読本』に取り上げられたのであり、『高等小学読本』に取り上げられたのではなかったことからすると、沖縄を「特異」とはしていなかったことになるが、前引したように国定地理教科書で沖縄の言語風俗の「特異性」を記述していたことは、その代替の役割を果たしていたといえるだろう。

第2期教科書では、甘藷や家畜としての豚が沖縄に関連して記述されており、地理教科書の記述と符合している。[国産の歌]は、1914年発行の文部省編纂『尋常小学唱歌』第六学年用にも収録されており²²⁾、その一番は「我が大日本帝国の、古き六十八国に。沖縄諸島合せてぞ、府は三つ、県は四十三。北海道の一庁と、外に南北新領土。温熱二帯にまたがりて、天産多きうまし国。」と日本地理の概略を歌っていた。ここでは、沖縄を本州のような古くからある国々ではなく、最近「合せ」た地域であるけれども、同時に「新領土」ではないとも位置づけていた。事実として間違っていないとしても、北海道と並んで沖縄を端緒とする大日本帝国の領土拡大を謳歌し、沖縄や北海道は大日本帝国に「合せ」られた地域というイメージを児童に教えるものであった。

(5)理 科

国定理科教科書には、沖縄関係記述は見あたらない。東書文庫に、文部省編纂『尋常小学理科書 沖縄県用補篇』第五学年、教師用(1918年発行)という書が所蔵されており、これは従来あまり知られずにいるのでここで紹介しておきたい。

この書の緒言によれば、文部省が編纂の必要性を認めたのは、沖縄の「気候風土、他の地方に比して懸隔甚だしく、随つて第五学年に於ける植物、動物等に関する教材の異にすべきもの多きを認めた」ためであった。そして「本書に伴ひて尋常小学理科書沖縄県用第五学年児童用を編纂」したのであるが、その児童用書については存在を確認できていない。編纂にあたっては、沖縄県教育会が重要な役割を果たしている。沖縄県教育会は師範学校長を編纂委員長として、1916年2～4月にかけて理科教科書を編纂し、文部省に提出した²³⁾。そして文部省は「之を参照して本県用理科教科書編纂に着手」したのであった²⁴⁾。こうして完成したのが、『尋常小学理科書 沖縄県用』であり、その目次は<表5>のようであった。さとうきび、あだん、豚、芭蕉など沖縄で身近に観察できるものを教材に採用していたことがわかる。なお、これは第2期国定理科教科書(1918年度使用開始)に対応するものだが、第3期以降も引き続き沖縄県用が作成されたかどうかは不明である²⁵⁾。

〈表5〉 『尋常小学理科書 沖縄県用』第五学年用と国定教科書との対応

課	教 材 名	備考			
			2 9	バナナ・蜜柑・パ、ヤの果実	○
1	空気と土	1	3 0	うすべににがな	○
2	だいこん	○	3 1	種子の散布	2 6
3	蛙	9	3 2	樟	○
4	てっぽうゆり	○	3 3	しだ	2 7
5	しろおびあげは	○	3 4	きのこ	2 9
6	蛭	1 3	3 5	菊	3 5
7	いも	3 2	3 6	水晶	3 9
8	竹	7	3 7	黄鉄鉱	4 0
9	稲	2 1	3 8	方解石・石灰岩	4 1
1 0	さたうきび	○	3 9	花崗岩	4 2
1 1	ばった	○	4 0	物の重さ	4 5
1 2	おほずるむし	○	4 1	空気の性質	4 6
1 3	茄・きうり	1 7	4 2	水の性質	4 7
1 4	夏至	1 4	4 3	そらまめ	4
1 5	鮎	1 6	4 4	冬至	4 4
1 6	池中の小動物	1 8	4 5	熱	4 8
1 7	ふさも・うきくさ・蓮	1 9	4 6	水の三熱及び寒暖計	4 9
1 8	朝顔	2 0	4 7	風と雨	5 0
1 9	あだん	○	4 8	火	5 1
2 0	稲の収穫	3 1	4 9	酸素	5 2
2 1	馬	3 3	5 0	空気の成分	5 3
2 2	牛	3 4	5 1	水素	5 4
2 3	豚	○	5 2	炭酸ガス	5 5
2 4	鶏	3 7	5 3	燃焼の成生物	5 6
2 5	鴨	3 8	5 4	さたうきびの収穫	○
2 6	秋分	2 5	5 5	松	6
2 7	こほろぎ	2 4	5 6	春分	5 7
2 8	ばせう	○			

(注) 備考欄の数字は一般用の課を示し、○印は沖縄県用にのみ収録されているものを示す。途中の太線は学期の境を示す。

—注—

- 1) 1926年4月22日勅令第73号「小学校令中改正」第19条により、教科目の名称は国史に変更となった。
- 2) 第3期国定歴史教科書の教材の選択、叙述の方法について、『尋常小学国史上巻編纂趣意書』(1921年)は以下のように説明している(仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、東京書籍、1982年、672頁)。

本書ニアリテハ一層人物中心ノ実ヲ挙ゲントシ、主トシテ人物ニヨリテ課題ヲ立テタルノミナラズ、往々教訓トナルベキ幼時ノ逸話ヨリ説起シテ其ノ生立ニ及ビ、児童ヲシテ景仰ノ念ヲ起サシムルト共ニ、史実ノ概要ヲ知ラシムルコトヲ期シタリ。
- 3) 「琉球王国」という名称は、歴史研究上用いている言葉であり、王府自らが名乗ったものではない。嶋津与志「琉球と沖縄」、『日本通史 月報4』1993年、岩波書店、7頁参照。本論文では、慣例に従い「琉球王国」と記した。
- 4) 森隆夫ほか編集『社会 六上』光村図書出版、1991年2月文部省検定済、1994年2月発行。なお同書では、沖縄は1945年の沖縄戦についての記述にのみ登場する(93頁)。
- 5) 紙屋敦之『幕藩制国家の琉球支配』校倉書房、1990年、106～135頁。
- 6) 文部省『尋常小学日本歴史』巻二、教師用、1915年、88頁、東書文庫所蔵。なお同書の緒言によれば「備考」は、「更に詳に児童用教科書所載の教材を説明し、且之に関連する事項を記述して、特に教師の参考に供するもの」である。
- 7) 同上書、238～239頁。
- 8) 松田道之『琉球処分』第一冊、明治文化資料叢書刊行会編『明治文化資料叢書』第4巻、風間書房、1962年、19頁。
- 9) 奈須恵子「朝鮮・南洋を見るまなざし」、『研究報告 No.41 国定教科書における海外認識の研究』中央教育研究所、1992年、47頁。鐘声の会「〈報告〉戦前の歴史教科書にみる朝鮮像」、『季刊三千里』第32号、三千里社、1982年、96～103頁。
- 10) 中村一良「『初等科国史上、下』の編纂趣旨」1944年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、710頁。
- 11) 『初等科国史』上、教師用、1943年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第7巻、1983年、404頁。
- 12) 同上書、405頁。
- 13) 『初等科国史』下、教師用、1944年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第7巻、436頁。
- 14) 「琉球島の風俗奇譚(上)」、『琉球新報』1911年1月10日付。句点は筆者による。なお、久米は沖縄人を「土人」と呼んで偏見をあらわにしていた。
- 15) 『尋常小学修身書巻四編纂趣意書』1937年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、431頁。
- 16) 阿波根直誠「初等教育」、琉球政府『沖縄県史』第4巻、1966年、431頁。
- 17) 『初等科修身』二、教師用、1942年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第5巻、555頁。
- 18) 同上書、553～554頁。
- 19) 『尋常小学読本編纂趣意書』1904年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、239頁。
- 20) 『高等小学読本編纂趣意書』1904年、前掲『近代日本教科書教授法資料集成』第11巻、251頁。
- 21) 国定教科書での台湾における「首狩り」の歪曲については、駒込武「植民地教育と異文化認識——『吳鳳伝説』の変容過程——」、『思想』第802号、岩波書店、1991年参照。
- 22) 『尋常小学唱歌』では、「温熱二帯にまたがりて」の部分が「朝鮮新に加りて」となっていた。なお、唱歌は民間で編纂したものを採択することもでき、文部省が国定教科書を作成したことはなかった。文部

省は1932年に『新訂尋常小学唱歌』を発行し、その際「国産の歌」は削除された。

23) 「沖縄教育会の事業」、『琉球新報』1916年8月7日付。

24) 沖縄県教育会『沖縄教育』第111号、1917年5月。

25) 1935年3月開催の第24回沖縄県初等教育研究会では、理科教科書補篇の研究をテーマとしていた。帝国教育会『帝国教育』第673号、1935年5月15日、107頁参照。ただし今のところ、これは補篇の作成をめざす研究なのか、補篇を用いてどう教えるかの研究なのかはわからない。

お わ り に

これまで教科目にそって検討してきたが、児童はどの教科目で教えられたのかを厳密に意識していたとは限らないので¹⁾、国定教科書は各教科目を通じてどのような沖縄像を描いていたかを整理しておきたい。

①国定教科書の沖縄像は、言語風俗が「特異」な地域であることの強調（第1期地理教科書、1904年度使用開始）から、その削除（第3期地理教科書、1919年度使用開始）を経て、「内地」としての明確化（第5期地理教科書、1929年度使用開始）へと変容した。この変化の要因は、一つは沖縄における一定程度の大和化の進展であり、もう一つは第3期から第6期地理教科書（1938年度使用開始）において民族構成を説明し、その分類によれば沖縄人は大和民族であったから、沖縄の言語風俗に関する「特異性」を記述することができなくなったことであった。

さらに十五年戦争末期の国民学校で使用していた教科書は、「大東亜共栄圏」建設の視点から「南進」の拠点として沖縄を描いていた（第6期歴史教科書、第7期地理教科書²⁾、どちらも1943年度使用開始）。これは、当時の政治と戦争の状況を濃厚に反映したものであった。

②沖縄像の変容のなかにあって、沖縄を本州のような古くからある国々ではなく、最近「合せ」られた地域であるとしながらも（第2期国語読本、1910年度使用開始及び第1期唱歌教科書、1914年度使用開始）、「琉球王国」という別な国家が存在した歴史は一貫して否定していたのであった。これは、地理教科書で沖縄を明確に「内地」と記述した前後でも変化はなかった。このことは、「万世一系」の天皇による統治との関連で、「琉球王国」という別な国家及びその国王が存在した歴史を否定するものであった。

③地理教科書は、沖縄地誌で必ずさうきび、さつまいも、豚に言及していたが、修身教科書、国語読本、沖縄県用理科教科書でもこれらを沖縄と関係させて記述したものがあつた。

以上で明らかにしたような言語風俗の「特異」な地域から「内地」へという国定教科書の沖縄像の変容に見合うように、学校教員はよりいっそうの大和化を追求することになりはしなかっただろうか。この仮説のもと、教員の大和化に向けた活動と教育内容との関連を今後検討していきたい。具体的には、全国で「郷土教育」が盛んになった時期に、沖縄においてどのように沖縄歴史、沖縄地理などを教えようとしたかを、国定教科書の沖縄像との関連に留意しつつ、また島袋源一郎『沖縄県国頭郡志』（1919年）をはじめとして教育関係者が行なった「郷土研究」を視野に入れながら明らかにすることを課題としてあげておきたい。

— 注 —

1) 海後宗臣『歴史教育の歴史』東京大学出版会、1969年、191頁。

海後は、読本で授けられた歴史物語の内容が、児童にとっては歴史教材と結び合って印象が一つになっていることを指摘し、「児童にとっては、いずれの教科書で学んだかは問題とならなかった」と述べ

ている。

- 2) 琉球その他の島々という小項目に、沖縄と特定してはいないものの、「九州の島々からは、遠く海外へ進出して、漁業その他に活動してゐるものがたくさんあります。」という記述がある。

(付記) 本論文作成にあたり、駒込武氏及び奈須恵子氏からはご自身の論文抜刷の提供を受け、竹ヶ原幸朗氏には日常的な議論を通じて視点などについてご教示を受けた。北海道大学教育学部教育方法学研究グループの皆さんには、論文の構想について検討していただいた。また東書文庫では、史料の閲覧に便宜を受けた。記して感謝します。